

## 指定居宅介護支援事業所が申請する介護予防支援事業所の指定について

令和6年4月からの介護保険法の改正により、地域包括支援センターの設置者以外に居宅介護支援事業所の指定を受けて、介護予防支援事業を実施できるようになりました。

現在居宅介護支援の指定を受けている事業所で、新たに介護予防支援の指定を希望する場合は、下記の注意事項をお読みになり、必要書類を提出してください。

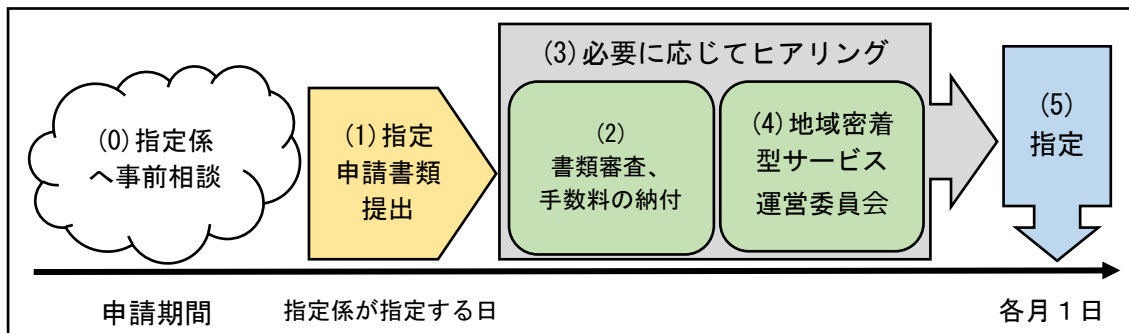
制度改正により直接指定を受けて要支援認定者向けに業務を行うことができるのは、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスが含まれるケアプランを作成する「介護予防支援」に限定されます。総合事業のみのケアプランを作成する場合は、介護予防ケアマネジメントとなり、実施できるのは従来どおり地域包括支援センターに限られますのでご注意ください。

種類	利用するサービス	実施主体
介護予防支援	介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び総合事業を利用する場合	・地域包括支援センター ・ <u>介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所</u>
介護予防ケアマネジメント	総合事業（訪問型・通所型）のみを利用する場合	・地域包括支援センター

また、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が当初は介護予防サービス等が含まれるプランを作成していて、その後総合事業のみのプランに変更となる場合は、地域包括支援センターへ担当を変更する必要があるため、その都度、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。

なお、居宅介護支援については、所在地の指定権者の指定を受ければ、他市町村要介護被保険者の居宅介護サービス計画を作成して報酬を請求できますが、介護予防支援については、介護保険法第115条の22第1項及び介護保険法施行規則第140条の32の規定により、当広域連合から介護予防支援の指定を受けて介護予防サービス計画作成費を請求できるのは、当広域連合の要支援被保険者の方の分に限られます。広域連合外の市町村の要支援被保険者については、その市町村からの介護予防支援事業所の指定が別途必要となりますのでご注意ください。（※住所地特例の場合は最後に記載している参考法令条文を参照してください。）

## 1. 指定の流れ



### (0) 指定係へ事前相談

介護予防支援の指定を受けることをご検討される場合は、必ず事前に福岡県介護保険広域連合指定指導課指定係へご相談ください。(指定までに相当の期間を要するため、早めにご相談ください。)

### (1) 指定申請書類提出

#### ① 提出書類等 ※すべて押印不要

・指定申請時に提出いただく書類は、事前にご相談いただいたうえで個別にお渡ししますので、漏れなく記入して提出してください。(当広域連合が既に居宅介護支援で指定している事業所については、一部省略できる書類があります。)

・お渡しする書類の中に「指定申請に必要な書類一覧(点検表)」がありますので、必要書類の漏れがないか確認のうえ、指定申請書に必ず添付してご提出ください。

※履歴事項全部証明書(登記簿)については、原本で提出願います。

※書類の記入漏れ、添付漏れ等がある場合は、指定申請書を受理できません。

② 指定申請時に添付できない書類がある場合は、担当にご相談ください。

③ 書類は指定係に1部提出してください。

#### ④ 提出方法

・電子メール：[shitei@fukuoka-kaigo.jp](mailto:shitei@fukuoka-kaigo.jp)

・郵 送：〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1-27 福岡県自治会館3F

・電子申請：広域連合「事業者用電子申請システム」

(既にログイン情報をお持ちの事業所に限ります)

・持 参

⑤ 書類は指定係が指定する日までにご提出ください。

### (2) 書類審査

① 指定申請書類の書類審査を行います。必要に応じて訂正等を依頼する可能性がありますのでご対応をお願いいたします。

② 手数料については下記のとおりです。手数料の納付書については、書類の確認ができ次第、指定指導課指定係から別途ご案内いたします。なお、これは書類審査のための手数料となりますので、万が一指定できなかった場合でも、返還することはできませんのでご了承ください。

サービス種別	指定	更新
介護予防支援事業	30,000 円	20,000 円

### (3) ヒアリング

必要に応じてヒアリングを行います。原則、電話での対応とさせていただきますので、指定申請書の記入担当者名及び連絡先を必ず記入してください。場合によっては、来庁していただく可能性もありますのでご了承ください。

### (4) 地域密着型サービス運営委員会への諮問

介護予防支援事業の指定に当たっては、介護保険法第 115 条の 22 第 4 項の定めにより、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと規定されています。当広域連合においては、附属機関である地域密着型サービス運営委員会（令和 8 年度については、6 月、9 月、12 月、3 月の計 4 回開催予定）において意見を聴取したうえで指定を行います。

**※地域密着型サービス運営委員会が開催される前月末時点で、上記（2）により書面審査した結果、再提出や修正等の不備がなく全ての書類が揃っている事業所のみ、当該委員会で意見を徴取します。（不備等により書類の整備が間に合わなかった場合は、次回の委員会で意見を聴取することとなります。）**

### (5) 指定

**指定要件に合致すると認められた場合は、地域密着型サービス運営委員会で意見を聴取した翌々月に指定を行います。（原則毎月 1 日が指定日となります。）**

#### 【指定までの流れの例 1】

令和 8 年 5 月に指定係に事前相談したうえで申請書類を提出し、令和 8 年 5 月末までに指定係において書類審査を行った結果不備等がないと判断した場合は、令和 8 年 6 月の地域密着型サービス運営委員会で意見を聴取したうえで、令和 8 年 8 月 1 日に指定を受ける。

#### 【指定までの流れの例 2】

令和 8 年 5 月に指定係に事前相談したうえで申請書類を提出し、指定係において書類審査を行った結果不備等があり、令和 8 年 6 月に全ての書類が不備のない状態で揃った場合は、令和 8 年 9 月の地域密着型サービス運営委員会で意見を聴取したうえで、令和 8 年 11 月 1 日に指定を受ける。

## **2 指定を受けるための要件について（介護保険法第 115 条の 22 第 2 項）**

- (1) 事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第 115 条の 24 第 1 項に定める基準及び員数を満たしていること。
- (2) 事業所の設備が、第 115 条の 24 第 2 項に定める基準を満たしていること。
- (3) 介護保険法に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- (4) 法人、その役員等が欠格事項（法第 115 条の 29）に該当していないこと。

指定を受けるために必要な要件は、上記（１）～（４）のとおりですが、具体的に記述した下記留意事項等について、必ず、全文を熟読し理解したうえで申請してください。

### 3 申請時の留意事項

（１）居宅介護支援事業所の指定を受けていること。

広域連合構成市町村内であれば、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所との同時申請も可能です。広域連合外市町村の指定の場合、先に居宅介護支援事業所の指定を受けたいので、介護予防支援事業所の指定申請を行ってください。

（２）法人の履歴事項全部証明書（登記簿）及び定款の「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があること（申請時に記載が無い場合はご相談ください。）。

（３）管理者が主任介護支援専門員であること。

経過措置規程（※1）の適用を受けている主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援事業所の指定を受けることができません。

（※1）経過措置規程：令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員でない場合、令和3年3月31日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。

（４）事業所ごとに必要な人数の介護支援専門員がいること。

### 4 相談及び問合せ先について

介護予防支援事業所の指定申請に関する相談、質問等については下記にお問合せください。なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時等の打合せをしたうえで来庁していただくようお願いいたします（予約者優先となります。）。

#### 参考法令条文

【介護保険法 第115条の2第1項】

（指定介護予防支援事業者の指定）

第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村 長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例 適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域外に所在する住所地特例対象施設に入所 している住所地適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介 護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

【介護保険法施行規則 第140条の32】

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

法第百十五條の二十二第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合に は、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。

【介護保険法 第115条の22第4項】

市町村長は、第五十八条第一項の指定を行うとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

問合せ先

福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館3階  
福岡県介護保険広域連合本部 指定指導課 指定係

T E L : 0 9 2 - 9 8 1 - 9 0 7 4

E - M A I L : shitei@fukuoka-kaigo.jp